

# 半 期 報 告 書

(第3期中) 自 平成19年4月1日  
至 平成19年9月30日

東日本高速道路株式会社

(671059)

第3期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

東日本高速道路株式会社

# 目 次

	頁
第3期中 半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	5
4 【従業員の状況】 .....	6
第2 【事業の状況】 .....	7
1 【業績等の概要】 .....	7
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	9
3 【対処すべき課題】 .....	9
4 【経営上の重要な契約等】 .....	9
5 【研究開発活動】 .....	9
第3 【設備の状況】 .....	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】 .....	10
2 【道路資産】 .....	11
第4 【提出会社の状況】 .....	13
1 【株式等の状況】 .....	13
2 【株価の推移】 .....	14
3 【役員の状況】 .....	14
第5 【経理の状況】 .....	15
1 【中間連結財務諸表等】 .....	16
2 【中間財務諸表等】 .....	50
第6 【提出会社の参考情報】 .....	70
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	71
第1 【保証会社情報】 .....	71
第2 【保証会社以外の会社の情報】 .....	71
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 .....	71
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 .....	72
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 .....	72
第3 【指数等の情報】 .....	74
中間監査報告書 .....	巻末

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年12月21日

**【中間会計期間】** 第3期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

**【会社名】** 東日本高速道路株式会社

**【英訳名】** East Nippon Expressway Company Limited

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 井 上 啓 一

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3506-0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 松 田 博 之

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区霞が関三丁目3番2号

**【電話番号】** 03-3506-0111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 松 田 博 之

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 10月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	419,272	432,354	436,953	866,748
経常利益 (百万円)	40,750	37,276	16,132	16,799
中間(当期)純利益 (百万円)	23,804	21,358	6,792	9,887
純資産額 (百万円)	141,970	149,582	111,872	128,333
総資産額 (百万円)	698,181	760,450	657,787	693,207
1株当たり純資産額 (円)	1,352.10	1,422.97	1,065.45	1,219.56
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	226.70	203.41	64.69	94.17
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.3	19.6	17.0	18.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△71,754	△37,517	778	△97,493
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,831	△9,514	△81,058	20,835
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	61,668	59,637	78,846	61,275
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	62,224	65,167	66,478	52,417
従業員数 (人)	2,807	7,134	2,614	4,159

- (注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であります。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
5. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第2期中	第3期中	第1期	第2期
会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 10月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	410,808	427,114	436,953	851,652
経常利益 (百万円)	38,728	34,484	15,478	13,502
中間(当期)純利益 (百万円)	22,314	19,453	6,138	7,501
資本金 (百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数 (千株)	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額 (百万円)	139,826	144,468	111,218	125,014
総資産額 (百万円)	687,717	739,999	657,083	678,129
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.3	19.5	16.9	18.4
従業員数 (人)	2,593	2,437	2,605	2,597

- (注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間です。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。
4. 臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
5. 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間において、高速道路事業に関し、下記のとおり主要な関係会社の異動が生じております。

### (1) 高速道路事業

#### ① 料金收受業務

平成19年4月9日付で、高速道路の料金收受業務を行うことを目的として㈱ネクスコ・トール北関東(注1)を設立し、連結子会社としております。

また、同年6月30日付で、奥羽道路サービス㈱及び東北道路サービス㈱は㈱ネクスコ・トール東北に、常磐ハイウェイ・サービス及び㈱ラピドは㈱ネクスコ・トール関東にそれぞれその事業を譲渡し、当社からの委託関係は解消されております。

#### ② 保全点検業務・維持修繕業務

平成19年9月7日付で、高速道路の保全点検業務及び維持修繕業務を行う㈱東関東(注2)の自己株式を除く発行済株式の100.0%を取得し、連結子会社としております。

#### ③ 維持修繕業務

平成19年9月30日付で、東北ハイメン㈱及び㈱ハイウェイクリーン福島は㈱ネクスコ・メンテナンス東北にその事業を譲渡し、当社からの委託関係は解消されております。

#### ④ 交通管理業務

平成19年7月13日付で、高速道路の交通管理業務を行う東日本ハイウェイ・パトロール㈱の自己株式を除く発行済株式の100.0%を取得し、連結子会社としております。

#### ⑤ その他業務

平成19年4月2日付で、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して、3社の調査・研究及び技術開発を行うことを目的として㈱高速道路総合技術研究所を設立し、持分法適用関連会社としております。

(注) 1. ㈱ネクスコ・トール北関東は、平成19年10月1日付で、新日本道路サービス㈱及び関越道路サービス㈱から料金收受業務等の事業を譲受けております。

2. ㈱東関東は、平成19年10月31日付で、㈱ネクスコ・エンジニアリング関東を吸収合併のうえ、㈱ネクスコ東日本エンジニアリングに商号変更しております。

この結果、平成19年9月30日現在では、当社の関係会社は、子会社20社及び関連会社18社となります。

### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、下記の会社が新たに当社の関係会社となっております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ネクスコ・トール北関東 (注2)	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
東日本ハイウェイ・パトロール㈱	東京都港区	35	高速道路事業	100.0	関越自動車道等の交通管理業務を委託 しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
㈱東関東	東京都荒川区	90	高速道路事業	100.0	東北縦貫自動車道等の保全点検業務及 び維持修繕業務を委託しております。 また、事業所土地の一部を賃貸してお ります。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(持分法適用関連会社) ㈱高速道路総合技術研究所	東京都町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び 技術開発業務を委託しております。ま た、滋賀県湖南市の緑化試験・生産施 設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 平成19年9月30日現在、事業を開始しておりません。



#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

(平成19年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
高速道路事業	6,491
受託事業	
道路休憩所事業	239
その他の事業	
全社(共通)	404
計	7,134

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、道路休憩所事業及びその他の事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 従業員数が当中間連結会計期間において、2,975人増加しておりますが、その主な理由は、(株)ネクスコ・トール東北、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東が当社非連結子会社等から事業譲渡を受けたこと等によるものであります。

##### (2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(人)
2,437

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業生産や個人消費の一部に弱さが見られたものの、企業部門の設備投資や輸出の増加を背景に景気の回復基調が持続しました。

このような環境の中、当社は、早期のグループ経営の確立など経営基盤の強化に取り組むとともに、お客様サービスの向上や高速道路ネットワークの整備に取り組みました。当中間連結会計期間の業績は、営業収益が前年同期比3.1%増の432,354百万円となりましたが、主に高速道路事業における費用の増加に伴い、営業費用が前年同期比4.4%増の396,008百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比9.2%減の36,346百万円、経常利益は前年同期比8.5%減の37,276百万円となり、法人税等を控除した中間純利益は前年同期比10.2%減の21,358百万円となりました。

#### (高速道路事業)

高速道路事業においては、北海道縦貫自動車道等の高速道路について、安全で快適な走行環境を確保する道路機能の向上、交通安全対策等に必要な修繕及び道路を良好な状態に保つための清掃、点検、構造物や施設の補修等に必要な維持その他の管理を適正かつ効率的に行ってまいりました。こうした中、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)(以下「特措法」といいます。)第51条第2項ないし第4項の規定に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)に帰属した資産の額が増加したこと、また、景気回復基調の持続や東関東自動車道(君津～富津中央)等の開通により交通量が増加し料金収入が堅調に推移したことなどにより、営業収益は前年同期比5.8%増の396,354百万円となりました。営業費用は機構に帰属した資産の額の増加により売上原価が増加したこと、また、平成18年3月31日に当社が機構と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」における年間賃借料が変更されたことなどにより、前年同期比7.5%増の364,644百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比10.2%減の31,857百万円となりました。

#### (受託事業)

受託事業においては、工事進行基準を適用している長期工事の進捗率の低下等により、営業収益は前年同期比17.2%減の24,724百万円となり、営業費用は前年同期比17.1%減の24,708百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比66.5%減の15百万円となりました。

#### (道路休憩所事業)

道路休憩所事業においては、一部のサービスエリア・パーキングエリア内商業施設におけるネクセリア東日本(株)(連結子会社)による店舗運営を、直営委託方式から営業料方式に変更したことなどに伴い、営業収益は前年同期比26.6%減の10,648百万円となり、営業費用は前年同期比38.8%減の6,205百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比1.4%増の4,443百万円となりました。

#### (その他の事業)

仙台南トラックターミナルなど2ヶ所におけるトラックターミナル事業等が堅調に推移したこと、及

び、その他の高速道路に関連する事業の展開に伴い、営業収益は前年同期比28.4%増の626百万円となり、営業費用は前年同期比60.5%増の595百万円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比73.1%減の31百万円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益37,204百万円に加え、減価償却費が8,451百万円などとなったものの、たな卸資産の増加額が55,617百万円、仕入債務の減少額が32,614百万円などとなったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比34,237百万円減の37,517百万円の資金支出となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、そのほとんどが特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、有価証券の売却41,996百万円などの収入があったものの、有価証券の取得49,959百万円、料金機械、ETC装置等の設備投資6,240百万円などの支出があったことから、投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比15,345百万円減の9,514百万円の資金支出となりました。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

長期借入れによる収入70,000百万円、道路建設関係社債(政府保証債)の発行による収入19,848百万円があった一方、道路公団から承継した長期借入金債務についての返済等29,927百万円(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項による債務引受額25,750百万円を含みます。)により、財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比2,031百万円減の59,637百万円の資金収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前年同期比2,943百万円増の65,167百万円となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

## 5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を中心に行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「事業の効率化(コスト削減、計画保全)に寄与するための技術開発」、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」及び「周辺環境並びに地球環境保全のための技術開発」であり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、17百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、平成18年3月31日に当社が機構と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」及び「一般国道45号(三陸縦貫自動車道(鳴瀬奥松島～石巻河南))に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。)に基づき当社が機構から借り受けます(以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。)。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

#### 1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

##### (1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東の自己株式を除く発行済株式のそれぞれ100.0%を取得し、連結子会社としており、下記の設備が新たに当社グループの主要設備となりました。

なお、当中間連結会計期間において(株)ネクスコ・トール北関東を設立し、連結子会社としておりますが、同社は、平成19年9月30日現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものではありません。

##### ① 国内子会社

(平成19年9月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
東日本ハイ ウェイ・パト ロール(株)	本社 (東京都 港区)	高速道路 事業	工具器具 備品	0	—	— (—)	2	2	701
(株)東関東	本社 (東京都 荒川区)	高速道路 事業	倉庫及び 工具器具 備品等	35	11	1 (0) [0]	24	73	345

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品の合計であります。  
 2. 土地及び建物を賃借しており、年間の賃借料は96百万円であります。なお、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東に係る賃借料は、それぞれ連結子会社化した平成19年7月13日から平成20年3月31日まで、平成19年9月7日から平成20年3月31日までのものであります。また、賃借している土地の面積については、[ ]で外書きしております。  
 3. 臨時従業員数は、いずれも従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4. 上記の他、主要なリース設備として情報処理システム機器を賃借しており、年間の賃借料は6百万円であり  
ます。なお、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東に係る賃借料は、それぞれ連結子会社化した平  
成19年7月13日から平成20年3月31日まで、平成19年9月7日から平成20年3月31日までのものでありま  
す。
5. 現在休止中の主要な設備はありません。
6. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった高速道路事業における当社「真岡料金所他27箇所 料金所  
設備(料金収受機械)」の新設計画について、当中間連結会計期間において、その投資予定金額が2,609  
百万円に変更されております。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は、下記のとおりであり  
ます。

(平成19年9月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 川向高架橋	横浜市 都築区	その他の 事業	営業用建物	176	8	借入金及び 自己資金	平成19年 4月	平成20年 5月

## 2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、北海道縦貫自動車道函館名寄線等の新設、改築及び  
修繕を通じ総額80,802百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった  
仕掛道路資産は、総額24,935百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期(注1)	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	千葉県君津市三直～千葉県富津 市鶴岡(新設)	平成19年4月 及び7月	15,008
高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線	千葉県木更津市羽鳥野一丁目～ 千葉県木更津市羽鳥野二丁目 (新設)	平成19年4月	139
一般国道16号(京葉道路)	蘇我IC(改築)	平成19年5月	2,227
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	東京都あきる野市牛沼～東京都 あきる野市下代継(新設)	平成19年6月	763
高速自動車国道北関東自動車道	栃木県足利市菅田町～栃木県下 都賀郡岩舟町大字小野寺(新設)	平成19年9月	859
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道	岩城IC(改築)	平成19年7月 及び9月	287
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	福島県田村市船引町堀越～福島 県田村市船引町春山(改築)	平成19年8月	2,407
高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等	修繕	平成19年6月 及び9月	3,241
合計		—	24,935

- (注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。  
2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

また、主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料(注)は、全国路線網が532,563百万円、一の路線が456百万円、合計533,019百万円にそれぞれ変更されております。

(注) 年間賃借料は、協定の規定により、当連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な建設、改修、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	420,000,000
計	420,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	105,000,000	105,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	105,000,000	105,000,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日	—	105,000,000	—	52,500	—	52,500

#### (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	(平成19年9月30日現在)
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	104,952,251	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	47,749	0.04
計	—	105,000,000	100.00



## (6) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 104,999,900	1,049,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	105,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,049,999	—

### ② 【自己株式等】

(平成19年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」(平成17年国土交通省令第65号)により作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則並びに高速道路事業等会計規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則並びに高速道路事業等会計規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		58,424		34,222		53,537	
2 高速道路事業営業 未収入金		46,687		51,949		47,994	
3 未収入金	※4	4,196		3,033		12,645	
4 有価証券		64,980		81,442		44,296	
5 仕掛道路資産等		253,729		335,019		279,007	
6 その他		35,330		26,324		23,715	
貸倒引当金		△51		△31		△55	
流動資産合計		463,296	66.4	531,960	70.0	461,141	66.5
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 機械及び装置		58,672		55,093		57,496	
(2) 土地		89,875		86,322		86,509	
(3) その他		63,856		60,520		63,952	
有形固定資産合計	※1	212,403	30.4	201,937	26.5	207,958	30.0
2 無形固定資産		3,697	0.5	4,239	0.6	4,651	0.7
3 投資その他の資産							
(1) 投資その他の資産		19,299		22,754		19,937	
貸倒引当金		△815		△795		△829	
投資その他の資産合計		18,484	2.7	21,958	2.9	19,107	2.7
固定資産合計		234,585	33.6	228,135	30.0	231,717	33.4
III 繰延資産		299	0.0	354	0.0	348	0.1
資産合計	※2	698,181	100.0	760,450	100.0	693,207	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 高速道路事業営業未払金		69,697		66,466		93,320		
2 短期借入金		19,652		—		284		
3 一年以内返済予定 長期借入金		9,223		9,876		9,199		
4 未払金	※4	8,681		9,173		18,402		
5 引当金		3,101		3,642		2,915		
6 その他		62,458		49,929		31,884		
流動負債合計		172,815	24.8	139,087	18.3	156,006	22.5	
II 固定負債								
1 道路建設関係社債	※2	129,698		184,587		164,657		
2 道路建設関係長期借入金		130,900		164,701		120,451		
3 長期借入金		52,498		42,618		47,471		
4 退職給付引当金		56,301		59,346		57,681		
5 ETCマイレージサービス 引当金		—		7,784		9,323		
6 その他引当金		6,505		140		57		
7 負ののれん		—		4,905		1,836		
8 その他		7,491		7,697		7,390		
固定負債合計		383,395	54.9	471,779	62.0	408,868	59.0	
負債合計		556,210	79.7	610,867	80.3	564,874	81.5	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金		52,500	7.5	52,500	6.9	52,500	7.6	
2 資本剰余金		58,793	8.4	58,793	7.8	58,793	8.5	
3 利益剰余金		30,677	4.4	38,119	5.0	16,760	2.4	
株主資本合計		141,970	20.3	149,412	19.7	128,054	18.5	
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価 差額金		—	—	△0	△0.0	—	—	
評価・換算差額等合計		—	—	△0	△0.0	—	—	
III 新株予約権		—	—	—	—	—	—	
IV 少数株主持分		—	—	169	0.0	278	0.0	
純資産合計		141,970	20.3	149,582	19.7	128,333	18.5	
負債純資産合計		698,181	100.0	760,450	100.0	693,207	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 営業収益			419,272	100.0		432,354	100.0		866,748	100.0
II 営業費用										
1 道路資産賃借料		263,411			266,554			526,849		
2 高速道路等事業管理費 及び売上原価		86,602			100,861			262,808		
3 販売費及び一般管理費	※1	29,217	379,231	90.4	28,593	396,008	91.6	62,809	852,467	98.4
営業利益			40,040	9.6		36,346	8.4		14,281	1.6
III 営業外収益										
1 受取利息		82			134			222		
2 土地物件貸付料		248			224			484		
3 持分法による投資利益		520			465			1,202		
4 原因者負担収入		499			—			1,177		
5 固定資産受贈益		—			230			247		
6 その他		185	1,537	0.3	482	1,536	0.3	916	4,251	0.5
IV 営業外費用										
1 支払利息		620			488			1,156		
2 その他		207	827	0.2	117	605	0.1	576	1,733	0.2
経常利益			40,750	9.7		37,276	8.6		16,799	1.9
V 特別利益	※2		67	0.0		25	0.0		527	0.1
VI 特別損失	※3 ※4		341	0.0		97	0.0		1,350	0.2
税金等調整前 中間(当期)純利益			40,476	9.7		37,204	8.6		15,976	1.8
法人税、住民税及び事業税		17,751			15,919			7,345		
法人税等調整額		△1,079	16,672	4.0	△56	15,862	3.7	△1,052	6,292	0.7
少数株主損失			—	—		16	0.0		203	0.0
中間(当期)純利益			23,804	5.7		21,358	4.9		9,887	1.1

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				評価・換算 差額等	新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計				
平成18年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,872	111,872				111,872
中間連結会計期間中の 変動額								
固定資産評価額等の 調整(注)		6,293		6,293				6,293
中間純利益			23,804	23,804				23,804
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)		6,293	23,804	30,098				30,098
平成18年9月30日残高 (百万円)	52,500	58,793	30,677	141,970				141,970

(注) 資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				評価・換算 差額等	新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	58,793	16,760	128,054			278	128,333
中間連結会計期間中の 変動額								
中間純利益			21,358	21,358				21,358
株主資本以外の項目 の中間連結会計期間 中の変動額(純額)					0		108	109
中間連結会計期間中の 変動額合計(百万円)			21,358	21,358	0		108	21,249
平成19年9月30日残高 (百万円)	52,500	58,793	38,119	149,412	0		169	149,582

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				評価・換算 差額等	新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計				
平成18年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,872	111,872				111,872
連結会計年度中の変動額								
固定資産評価額等の 調整(注)		6,293		6,293				6,293
当期純利益			9,887	9,887				9,887
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)							278	278
連結会計年度中の変動 額合計(百万円)		6,293	9,887	16,181			278	16,460
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	58,793	16,760	128,054			278	128,333

(注) 資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		40,476	37,204	15,976
減価償却費		7,861	8,451	16,125
減損損失		—	24	485
持分法による投資利益		△520	△465	△1,202
退職給付引当金の増減額 (減少:△)		351	319	237
賞与引当金の増減額(減少:△)		452	421	271
貸倒引当金の増減額(減少:△)		△21	△58	△3
受取利息及び受取配当金		△82	△136	△302
支払利息		2,483	3,216	4,998
固定資産売却損		0	3	34
固定資産除却損		908	255	1,717
売上債権の増減額(増加:△)		24,071	1,865	20,583
たな卸資産の増減額(増加:△)	※2	△59,826	△55,617	△84,726
仕入債務の増減額(減少:△)		△47,965	△32,614	△14,735
その他		△27,292	76	△31,188
小計		△59,102	△37,052	△71,731
利息及び配当金の受取額		52	104	247
利息の支払額		△2,328	△2,959	△5,183
法人税等の還付額		—	4,183	—
法人税等の支払額		△10,375	△1,792	△20,826
営業活動による キャッシュ・フロー		△71,754	△37,517	△97,493



		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出		△1,200	△2,400	△4,200
定期預金の払戻による収入		—	5,520	1,200
固定資産の取得による支出		△1,536	△6,240	△7,786
固定資産の売却による収入		2	84	4,348
有価証券の取得による支出		△59,957	△49,959	△101,928
有価証券の売却による収入		74,997	41,996	135,137
投資有価証券の取得による支出		—	△410	△637
投資有価証券の売却による収入		—	95	—
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入		—	1,837	847
営業譲受等による支出		△6,482	—	△6,482
その他		7	△37	336
投資活動による キャッシュ・フロー		5,831	△9,514	20,835
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (減少:△)		—	△284	△19,495
長期借入れによる収入		—	70,000	35,000
長期借入金の返済による支出	※2	△7,881	△29,927	△58,609
道路建設関係社債の発行による収入		69,550	19,848	104,396
その他		—	—	△15
財務活動による キャッシュ・フロー		61,668	59,637	61,275
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		—	0	—
V 現金及び現金同等物の 増減額(減少:△)		△4,254	12,605	△15,383
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		66,478	52,417	66,478
VII 新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加高		—	—	1,321
VIII 非連結子会社との合併に伴う 現金及び現金同等物の増加高		—	144	—
IX 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※1	62,224	65,167	52,417

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 7社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>ネクセリア東日本(株)、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・ツール東北、(株)ネクスコ・ツール関東</p> <p>なお、(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・ツール東北、(株)ネクスコ・ツール関東については、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 14社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ・エンジニアリング関東 (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・ツール東北 (株)ネクスコ・ツール関東 (株)ネクスコ・ツール北関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ東日本パトロール 東日本ハイウェイ・パトロール(株) (株)ネクスコ・サポート北海道 (株)東関東</p> <p>連結子会社のうち、(株)ネクスコ・ツール北関東については、当中間連結会計期間において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。</p> <p>東日本ハイウェイ・パトロール(株)は、新たに株式を取得したことにより当中間連結会計期間末より連結子会社に含めることとし、(株)東関東は、持分比率増加等により当中間連結会計期間末より連結子会社に含めることとしております。</p> <p>なお、東日本ハイウェイ・パトロール(株)及び(株)東関東については、支配獲得日を当中間連結会計期間末とみなしているため、中間貸借対照表のみを連結しております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 11社</p> <p>連結子会社の名称</p> <p>ネクセリア東日本(株) (株)ネクスコ・エンジニアリング北海道 (株)ネクスコ・エンジニアリング東北 (株)ネクスコ・エンジニアリング関東 (株)ネクスコ・エンジニアリング新潟 (株)ネクスコ・ツール東北 (株)ネクスコ・ツール関東 (株)ネクスコ・メンテナンス北海道 (株)ネクスコ・メンテナンス東北 (株)ネクスコ東日本パトロール (株)ネクスコ・サポート北海道</p> <p>連結子会社のうち、(株)ネクスコ・エンジニアリング東北、(株)ネクスコ・エンジニアリング関東、(株)ネクスコ・エンジニアリング新潟、(株)ネクスコ・ツール東北、(株)ネクスコ・ツール関東、(株)ネクスコ・サポート北海道(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道より商号変更)は、当連結会計年度において新たに設立したことから、連結子会社に含めることとしております。</p> <p>(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道(札幌道路エンジニア(株)より商号変更)及び(株)ネクスコ・メンテナンス東北(陸羽道路メンテナンス(株)より商号変更)は、重要性が増したことから、当連結会計年度末より連結子会社に含めることとしております。</p> <p>また、(株)ネクスコ東日本パトロール(新日本ハイウェイ・パトロール(株)より商号変更)及び(株)ネクスコ・メンテナンス北海道(株)アクトノースより商号変更)は、持株比率増加等により当連結会計年度末より連結子会社に含めることとしております。</p> <p>なお、(株)ネクスコ東日本パトロール及び(株)ネクスコ・メンテナンス北海道については、支配獲得日を当連結会計年度末とみなしているため、貸借対照表のみ連結しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 非連結子会社の数 11社 非連結子会社の名称 奥羽道路サービス(株) 関越道路サービス(株) 常磐ハイウェイ・サービス(株)他 (非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(2) 非連結子会社の数 6社 非連結子会社の名称 (株)ウェイザ 関越道路サービス(株) 常磐ハイウェイ・サービス(株)他 (非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>(2) 非連結子会社の数 7社 非連結子会社の名称 奥羽道路サービス(株) 関越道路サービス(株) 常磐ハイウェイ・サービス(株)他 (非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 2社 会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株)  (2) 持分法を適用していない非連結子会社(奥羽道路サービス(株)他)及び関連会社(株)ウェイザ他)は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 4社 会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ (株)高速道路総合技術研究所 なお、(株)高速道路総合技術研究所については、当中間連結会計期間において共同新設分割により設立したことから、持分法適用関連会社を含めることとしております。  (2) 持分法を適用していない非連結子会社(株)ウェイザ他)及び関連会社(奥羽道路サービス(株)他)は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法適用の関連会社数 3社 会社等の名称 東京湾横断道路(株) 東北高速道路ターミナル(株) (株)NEXCOシステムズ なお、前連結会計年度において持分法を適用していない関連会社であった(株)NEXCOシステムズ(株)高速道路計算センターより商号変更)は、重要性が増したことから、当連結会計年度末より持分法適用関連会社を含めることとしております。  (2) 持分法を適用していない非連結子会社(奥羽道路サービス(株)他)及び関連会社(新日本道路サービス(株)他)は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 東日本道路サービス㈱ 関連会社としなかった理由 東日本道路サービス㈱は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 東日本道路サービス㈱ 関連会社としなかった理由 東日本道路サービス㈱は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうち、㈱ネクスコ・メンテナンス東北については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と同一であります。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、㈱ネクスコ・メンテナンス東北(陸羽道路メンテナンス㈱より商号変更)の決算日は5月31日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>②たな卸資産 仕掛道路資産 個別法による原価法によっております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社は定額法を採用し、連結子会社は定率法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>	<p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品等 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社は定額法を採用し、連結子会社は主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p> <p>(追加情報) 一部の連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>②たな卸資産 仕掛道路資産 同左</p> <p>商品・原材料・貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社は定額法を採用し、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法)を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>構築物 10年～60年 機械及び装置 5年～17年</p> <p>なお、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>②無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>④回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④回数券払戻引当金 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>③ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④回数券払戻引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>⑤退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p>	<p>⑤退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、当中間連結会計期間より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金</p> <p>同左</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金</p> <p>カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p>	<p>⑤退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>⑥ETCマイレージサービス引当金</p> <p>ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>⑦カードポイントサービス引当金</p> <p>当連結会計年度よりカード事業を開始したことに伴い、カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 当社は、営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>③繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前連結会計年度に計上されたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>⑧役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p> <p>③繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期に計上されたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>⑧役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、退職慰労金の支出に備えるため、期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>②消費税等の会計処理 同左</p> <p>③繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前連結会計年度に計上されたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は141,970百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当中間連結会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当中間連結会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会最終改正平成18年4月27日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は128,054百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、前連結会計年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当連結会計年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>_____</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当中間連結会計期間より内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の在任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当中間連結会計期間の発生額3百万円は、販売費及び一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が3百万円、税金等調整前中間純利益が18百万円減少しております。</p> <p>(受託事業における一般管理費の計上方法)</p> <p>従来、受託事業における共通経費を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当中間連結会計期間より各期において売上原価に含めて計上することとしました。</p> <p>この変更により、経常利益、税金等調整前中間純利益が139百万円増加しております。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>—————</p>	<p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担収入」に計上しておりましたが、当中間連結会計期間より、営業費用から控除する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金とを個別に対応させる方法が、実態を適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、高速道路等事業管理費は414百万円減少し、営業利益は同額増加しておりますが、営業外収益は同額減少したため、経常利益、税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>前中間連結会計期間及び前連結会計年度において「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間連結会計期間より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、譲渡性預金の残高は、前中間連結会計期間末は10,000百万円、当中間連結会計期間末は20,000百万円、前連結会計年度末は15,000百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間まで「その他引当金」に含めておりました「ETCマイレージサービス引当金」は、当中間連結会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「その他引当金」に含まれていた「ETCマイレージサービス引当金」は、6,505百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>前中間連結会計期間まで区分掲記しておりました営業外収益の「原因者負担収入」(当中間連結会計期間52百万円)は、当中間連結会計期間において、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 13,503百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債130,000百万円(額面)の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>11,111,237百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>53,033百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>49,372百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,213,643百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,111,237百万円	中日本高速道路(株)	53,033百万円	西日本高速道路(株)	49,372百万円	計	11,213,643百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 29,947百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債185,000百万円(額面)の担保に供してあります。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>9,452,347百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>46,534百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>789百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,499,671百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	9,452,347百万円	中日本高速道路(株)	46,534百万円	西日本高速道路(株)	789百万円	計	9,499,671百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 21,993百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債165,000百万円(額面)の担保に供してあります。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>10,094,827百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>49,623百万円</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>862百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,145,312百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,094,827百万円	中日本高速道路(株)	49,623百万円	西日本高速道路(株)	862百万円	計	10,145,312百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,111,237百万円																									
中日本高速道路(株)	53,033百万円																									
西日本高速道路(株)	49,372百万円																									
計	11,213,643百万円																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	9,452,347百万円																									
中日本高速道路(株)	46,534百万円																									
西日本高速道路(株)	789百万円																									
計	9,499,671百万円																									
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,094,827百万円																									
中日本高速道路(株)	49,623百万円																									
西日本高速道路(株)	862百万円																									
計	10,145,312百万円																									

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,350百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 51,700百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係長期借入金が25,750百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「未収入金」及び流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,950百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係長期借入金が50,249百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																												
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 9,370百万円 引当金繰入額 8,721百万円 給与手当 3,771百万円</p> <p>2 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産評価額 67百万円 調整益</p> <p>当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。</p> <p>3 特別損失の主要項目</p> <p>偽造ハイウェイカード損失 341百万円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 9,739百万円 引当金繰入額 8,562百万円 給与手当 4,331百万円</p> <p>2 特別利益の主要項目</p> <p>投資有価証券売却益 24百万円</p> <p>3 特別損失の主要項目</p> <p>固定資産除却損 54百万円 減損損失 24百万円 前期損益修正損 14百万円</p> <p>4 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド(機械及び装置1百万円、有形固定資産その他23百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(24百万円)として計上しております。</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>利用促進費 27,512百万円 引当金繰入額 11,068百万円 給与手当 9,163百万円</p> <p>2 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産評価額 67百万円 調整益</p> <p>当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。</p> <p>3 特別損失の主要項目</p> <p>減損損失 485百万円 偽造ハイウェイカード損失 341百万円</p> <p>4 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド、RDFプラント(機械及び装置138百万円、有形固定資産その他306百万円)及び焼却場については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(485百万円)として計上しております。</p>																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	13	新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	10	合計			24	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県平川市(東北自動車道津軽サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>新潟県妙高市(上信越自動車道妙高サービスエリア(下り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>秋田県大仙市(秋田自動車道西仙北サービスエリア)</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>有形固定資産その他</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>群馬県渋川市(関越自動車道赤城IC内)</td> <td>RDFプラント</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>埼玉県加須市(東北自動車道加須IC隣接)</td> <td>焼却場</td> <td>機械及び装置 有形固定資産その他</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	青森県平川市(東北自動車道津軽サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	7	新潟県妙高市(上信越自動車道妙高サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	9	秋田県大仙市(秋田自動車道西仙北サービスエリア)	ガソリンスタンド	有形固定資産その他	12	群馬県渋川市(関越自動車道赤城IC内)	RDFプラント	機械及び装置 有形固定資産その他	444	埼玉県加須市(東北自動車道加須IC隣接)	焼却場	機械及び装置 有形固定資産その他	10	合計			485
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	13																																											
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	10																																											
合計			24																																											
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																											
青森県平川市(東北自動車道津軽サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	7																																											
新潟県妙高市(上信越自動車道妙高サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	機械及び装置 有形固定資産その他	9																																											
秋田県大仙市(秋田自動車道西仙北サービスエリア)	ガソリンスタンド	有形固定資産その他	12																																											
群馬県渋川市(関越自動車道赤城IC内)	RDFプラント	機械及び装置 有形固定資産その他	444																																											
埼玉県加須市(東北自動車道加須IC隣接)	焼却場	機械及び装置 有形固定資産その他	10																																											
合計			485																																											



(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000			105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	105,000			105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式	105,000			105,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>58,424百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)</td> <td>4,999百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>62,224百万円</b></td> </tr> </table> <p>2 営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 59,826百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額 4,633百万円が含まれ、また、財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 7,881百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 4,800百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	58,424百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	1,200百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)	4,999百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>62,224百万円</b>	<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>34,222百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>105百万円</td> </tr> <tr> <td>MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)</td> <td>31,050百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>65,167百万円</b></td> </tr> </table> <p>2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 29,927百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 25,750百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 55,617百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額24,935百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	34,222百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	105百万円	MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)	31,050百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>65,167百万円</b>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table border="0"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>53,537百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>3,120百万円</td> </tr> <tr> <td>取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)</td> <td>1,999百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>52,417百万円</b></td> </tr> </table> <p>2 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出 58,609百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 50,249百万円が含まれ、短期借入金の純増減額 19,495百万円には、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額 19,556百万円が含まれております。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額 84,726百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額68,112百万円が含まれております。</p>	現金及び預金勘定	53,537百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	3,120百万円	取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)	1,999百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>52,417百万円</b>
現金及び預金勘定	58,424百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	1,200百万円																									
取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)	4,999百万円																									
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>62,224百万円</b>																									
現金及び預金勘定	34,222百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	105百万円																									
MMF、3か月以内に満期の到来する譲渡性預金及び取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)	31,050百万円																									
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>65,167百万円</b>																									
現金及び預金勘定	53,537百万円																									
預入期間が3か月を超える定期預金	3,120百万円																									
取得日から3か月以内に償還期限の到来するコマースャル・ペーパー(有価証券)	1,999百万円																									
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>52,417百万円</b>																									

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																								
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及び 中間期末残高相当額	(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び中間期 末残高相当額	(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額、減 損損失累計額相当額及び期末残 高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 その他 (工具器具備 品)</td> <td>644</td> <td>194</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (ソフトウェア)</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>656</td> <td>202</td> <td>453</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	有形固定資産 その他 (工具器具備 品)	644	194	450	無形固定資産 (ソフトウェア)	11	8	2	合計	656	202	453	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定 資産その 他(工 具、器具 及び備 品)</td> <td>1,153</td> <td>346</td> <td>19</td> <td>787</td> </tr> <tr> <td>有形固定 資産その 他(車両 運搬具)</td> <td>48</td> <td>26</td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,202</td> <td>373</td> <td>19</td> <td>809</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	有形固定 資産その 他(工 具、器具 及び備 品)	1,153	346	19	787	有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	48	26		21	合計	1,202	373	19	809	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定 資産その 他(工 具、器具 及び備 品)</td> <td>689</td> <td>272</td> <td>22</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td>有形固定 資産その 他(車両 運搬具)</td> <td>31</td> <td>8</td> <td></td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>721</td> <td>281</td> <td>22</td> <td>417</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	有形固定 資産その 他(工 具、器具 及び備 品)	689	272	22	394	有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	31	8		23	合計	721	281	22	417
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																							
有形固定資産 その他 (工具器具備 品)	644	194	450																																																							
無形固定資産 (ソフトウェア)	11	8	2																																																							
合計	656	202	453																																																							
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																																						
有形固定 資産その 他(工 具、器具 及び備 品)	1,153	346	19	787																																																						
有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	48	26		21																																																						
合計	1,202	373	19	809																																																						
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																						
有形固定 資産その 他(工 具、器具 及び備 品)	689	272	22	394																																																						
有形固定 資産その 他(車両 運搬具)	31	8		23																																																						
合計	721	281	22	417																																																						
<p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高 相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>193百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>259百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>453百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費 相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>112百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p>	1年内	193百万円	1年超	259百万円	合計	453百万円	支払リース料	112百万円	減価償却費相当額	112百万円	<p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高 相当額等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高 相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>288百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>532百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>821百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損 勘定中間期末残高 11百万円</p> <p>未経過リース料中間期末残高 が有形固定資産の中間期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>支払リース料、リース資産減 損勘定の取崩額及び減価償却 費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>142百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘 定の取崩額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>139百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	未経過リース料中間期末残高 相当額		1年内	288百万円	1年超	532百万円	合計	821百万円	支払リース料	142百万円	リース資産減損勘 定の取崩額	3百万円	減価償却費相当額	139百万円	<p>未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しており ます。</p> <p>未経過リース料期末残高相当 額等</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>177百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>255百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>432百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損 勘定期末残高 14百万円</p> <p>未経過リース料期末残高が有 形固定資産の期末残高等に占 める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しており ます。</p> <p>支払リース料及び減価償却費 相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>188百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>188百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>	未経過リース料期末残高相当 額		1年内	177百万円	1年超	255百万円	合計	432百万円	支払リース料	188百万円	減価償却費相当額	188百万円																				
1年内	193百万円																																																									
1年超	259百万円																																																									
合計	453百万円																																																									
支払リース料	112百万円																																																									
減価償却費相当額	112百万円																																																									
未経過リース料中間期末残高 相当額																																																										
1年内	288百万円																																																									
1年超	532百万円																																																									
合計	821百万円																																																									
支払リース料	142百万円																																																									
リース資産減損勘 定の取崩額	3百万円																																																									
減価償却費相当額	139百万円																																																									
未経過リース料期末残高相当 額																																																										
1年内	177百万円																																																									
1年超	255百万円																																																									
合計	432百万円																																																									
支払リース料	188百万円																																																									
減価償却費相当額	188百万円																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>529,971百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26,298,079百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,828,051百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	529,971百万円	1年超	26,298,079百万円	合計	26,828,051百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>537,606百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760,472百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,298,079百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>72百万円</td> </tr> </table>	1年内	537,606百万円	1年超	25,760,472百万円	合計	26,298,079百万円	1年内	22百万円	1年超	49百万円	合計	72百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>533,020百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26,031,613百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,564,633百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	533,020百万円	1年超	26,031,613百万円	合計	26,564,633百万円
1年内	529,971百万円																									
1年超	26,298,079百万円																									
合計	26,828,051百万円																									
1年内	537,606百万円																									
1年超	25,760,472百万円																									
合計	26,298,079百万円																									
1年内	22百万円																									
1年超	49百万円																									
合計	72百万円																									
1年内	533,020百万円																									
1年超	26,031,613百万円																									
合計	26,564,633百万円																									

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	59,980	59,983	3
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	4,999	4,999	△0
計	64,980	64,983	3

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
関連会社株式	11,052

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	50,743	50,743	0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	10,996	10,995	△1
計	61,739	61,739	△0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	32	53	21
(2) 債券			
国債・地方債等	—	—	—
社債	530	557	27
その他	—	—	—
(3) その他	968	941	△26
計	1,531	1,553	21

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預金	20,000
その他の有価証券	
非上場株式	88
その他	277
非連結子会社及び関連会社株式	13,076

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

#### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	42,466	42,446	0
(2) 社債	—	—	—
(3) その他	1,999	1,999	△0
計	44,446	44,446	0

#### 2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他の有価証券	
非上場株式	76
非連結子会社及び関連会社株式	11,819

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。	デリバティブ取引を利用していな いため、該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	374,383	29,876	14,524	487	419,272	—	419,272
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	11	—	—	—	11	(11)	—
計	374,394	29,876	14,524	487	419,283	(11)	419,272
営業費用	338,899	29,829	10,143	370	379,243	(11)	379,231
営業利益	35,495	47	4,380	117	40,040	(0)	40,040

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。  
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	396,354	24,724	10,648	626	432,354	—	432,354
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	146	—	—	—	146	(146)	—
計	396,501	24,724	10,648	626	432,501	(146)	432,354
営業費用	364,644	24,708	6,205	595	396,153	(144)	396,008
営業利益	31,857	15	4,443	31	36,347	(1)	36,346

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。  
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	道路休憩所 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	777,865	62,288	25,574	1,019	866,748	—	866,748
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	150	—	11	—	161	(161)	—
計	778,015	62,288	25,586	1,019	866,910	(161)	866,748
営業費用	768,932	63,290	19,424	981	852,628	(161)	852,467
営業利益(又は営業損失△)	9,083	△1,001	6,162	37	14,281	(0)	14,281

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らし、事業区分を行っております。  
2. 各事業区分の主要内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
道路休憩所事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業等

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。



(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 1 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	SA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	当社子会社であるネクセリア東日本㈱は、当社グループの事業展開等を踏まえ、平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業を譲り受けました。
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社のネクセリア東日本㈱による事業譲受
結合後企業の名称	ネクセリア東日本㈱
取得した議決権比率	—

## 2 中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成18年9月30日まで

## 3 取得した事業の取得原価及びその内訳

### (1) 取得した事業の取得原価

△2,402百万円

※引き受けた負債の金額が受け入れた資産の金額を上回っているため、上記の金額はネクセリア東日本㈱が支払いを受けた金額であります。

### (2) 取得原価の内訳

全て現金であります。

## 4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

### (1) 資産の額 4,829百万円

(主な内訳)

銀行預金 3,980百万円

### (2) 負債の額 7,232百万円

(主な内訳)

建設協力預り金及び預り保証金 5,309百万円

退職給付引当金 1,923百万円

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

#### 1 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	SA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	当社子会社であるネクセリア東日本㈱は、当社グループの事業展開等を踏まえ、平成18年4月1日に財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PA事業のうち店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業を譲り受けました。
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社子会社のネクセリア東日本㈱による事業譲受
結合後企業の名称	ネクセリア東日本㈱
取得した議決権比率	—

#### 2 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

#### 3 取得した事業の取得原価及びその内訳

##### (1) 取得した事業の取得原価

△2,402百万円

※引き受けた負債の金額が受け入れた資産の金額を上回っているため、上記の金額はネクセリア東日本㈱が支払いを受けた金額であります。

##### (2) 取得原価の内訳

全て現金であります。

#### 4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

##### (1) 資産の額 4,829百万円

(主な内訳)

銀行預金 3,980百万円

##### (2) 負債の額 7,232百万円

(主な内訳)

建設協力預り金及び預り保証金 5,309百万円

退職給付引当金 1,923百万円

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,352.10円	1株当たり純資産額 1,422.97円	1株当たり純資産額 1,219.56円
1株当たり 中間純利益金額 226.70円	1株当たり 中間純利益金額 203.41円	1株当たり 当期純利益金額 94.17円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益(百万円)	23,804	21,358	9,887
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益(百万円)	23,804	21,358	9,887
普通株式の期中平均株式数(千株)	105,000	105,000	105,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	141,970	149,582	128,333
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	169	278
(うち少数株主持分)	—	(169)	(278)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	141,970	149,412	128,054
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式数(千株)	105,000	105,000	105,000

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間連結会計期間において6,293百万円(機械及び装置6,490百万円、土地△117百万円、その他有形固定資産△2,685百万円、流動負債その他他2,605百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させております。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当中間連結会計期間の特別利益に計上しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当連結会計年度において6,293百万円(機械及び装置6,490百万円、工具、器具及び備品△3,230百万円、その他有形固定資産428百万円、流動負債その他他2,605百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させております。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当連結会計年度の特別利益に計上しております。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		51,552		22,733		44,219	
2 高速道路事業営業 未収入金		46,689		51,951		47,997	
3 未収入金		3,616		2,084		11,896	
4 有価証券		64,980		80,988		43,996	
5 仕掛道路資産等		253,552		334,925		278,859	
6 その他		34,903		25,398		23,215	
貸倒引当金		△51		△31		△55	
流動資産合計		455,243	66.2	518,049	70.0	450,129	66.4
II 固定資産							
A 高速道路事業固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 機械及び装置		57,496		54,511		56,600	
(2) その他		35,980		34,450		37,025	
有形固定資産合計	※1	93,477		88,961		93,626	
2 無形固定資産		1,163		1,912		1,892	
高速道路事業固定資産 合計		94,640	13.8	90,874	12.3	95,518	14.1
B 関連事業固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 土地		74,783		73,242		73,258	
(2) その他		18,878		17,631		18,064	
有形固定資産合計	※1	93,661		90,873		91,323	
2 無形固定資産		11		80		90	
関連事業固定資産合計		93,673	13.6	90,954	12.3	91,413	13.5
C 各事業共用固定資産							
1 有形固定資産	※1	24,690		20,850		21,915	
2 無形固定資産		2,217		1,954		2,371	
各事業共用固定資産 合計		26,908	3.9	22,805	3.1	24,286	3.6
D その他の固定資産							
1 有形固定資産	※1	494		179		180	
その他の固定資産合計		494	0.1	179	0.0	180	0.0
E 投資その他の資産							
1 投資その他の資産		17,273		17,576		17,082	
貸倒引当金		△815		△795		△829	
投資その他の資産合計		16,457	2.4	16,780	2.2	16,252	2.4
固定資産合計		232,174	33.8	221,594	29.9	227,652	33.6
III 繰延資産		299	0.0	354	0.1	348	0.0
資産合計	※2	687,717	100.0	739,999	100.0	678,129	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1		69,697		69,345		95,197		
2		19,652		—		—		
3		9,223		9,876		9,199		
4	※4	8,210		7,582		17,354		
5		2,911		2,341		2,444		
6		60,989		47,822		28,984		
			170,685	24.8	136,969	18.5	153,180	22.6
II 固定負債								
1	※2	129,698		184,587		164,657		
2		130,900		164,701		120,451		
3		52,498		42,618		47,471		
4		54,436		54,903		54,424		
5		—		7,784		9,323		
6		6,505		66		16		
7		3,166		3,901		3,591		
			377,205	54.8	458,561	62.0	399,934	59.0
			547,890	79.7	595,531	80.5	553,115	81.6
(純資産の部)								
I 株主資本								
1		52,500	7.6	52,500	7.1	52,500	7.7	
2								
(1)		52,500		52,500		52,500		
(2)		6,293		6,293		6,293		
			58,793	8.6	58,793	7.9	58,793	8.7
3								
(1)								
		5,585		11,854		5,585		
		22,947		21,320		8,135		
			28,533	4.1	33,174	4.5	13,720	2.0
			139,826	20.3	144,468	19.5	125,014	18.4
II 評価・換算差額等								
		—	—	—	—	—	—	
III 新株予約権								
		—	—	—	—	—	—	
			139,826	20.3	144,468	19.5	125,014	18.4
			687,717	100.0	739,999	100.0	678,129	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%) (注)	金額(百万円)	百分比 (%) (注)	金額(百万円)	百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益							
1 営業収益		374,394	91.1	396,072	92.7	777,513	91.3
2 営業費用		338,899	82.5	364,605	85.3	768,408	90.2
高速道路事業営業利益		35,495	8.6	31,466	7.4	9,105	1.1
II 関連事業営業損益							
1 営業収益							
(1) 受託事業営業収益		29,876		24,724		62,288	
(2) 道路休憩所事業 営業収益		6,049		5,691		10,830	
(3) その他の事業営業収益		487	8.9	626	7.3	1,019	8.7
2 営業費用							
(1) 受託事業営業費		29,829		24,708		63,298	
(2) 道路休憩所事業営業費		3,094		3,033		6,545	
(3) その他の事業営業費		370	8.1	595	6.7	981	8.3
関連事業営業利益		3,120	0.8	2,704	0.6	3,312	0.4
全事業営業利益		38,615	9.4	34,171	8.0	12,418	1.5
III 営業外収益	※1	936	0.2	902	0.2	2,800	0.3
IV 営業外費用	※2	824	0.2	588	0.1	1,716	0.2
経常利益		38,728	9.4	34,484	8.1	13,502	1.6
V 特別利益	※3	67	0.0	—	—	469	0.1
VI 特別損失	※4 ※6	341	0.1	91	0.0	890	0.1
税引前中間(当期)純利益		38,454	9.4	34,393	8.1	13,081	1.6
法人税、住民税及び 事業税		16,140		14,940		5,580	
法人税等調整額		—	3.9	—	3.5	—	0.7
中間(当期)純利益		22,314	5.4	19,453	4.6	7,501	0.9

(注) 百分比は、全事業営業収益(前中間会計期間410,808百万円、当中間会計期間427,114百万円、前事業年度851,652百万円)を100とする比率であります。

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	—	52,500	—	6,218	6,218	111,218
中間会計期間中の変動額								
別途積立金の積立(注1)					5,585	△5,585	—	—
固定資産評価額等の調整 (注2)			6,293	6,293				6,293
中間純利益						22,314	22,314	22,314
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	6,293	6,293	5,585	16,728	22,314	28,608
平成18年9月30日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	22,947	28,533	139,826

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	—	—	111,218
中間会計期間中の変動額			
別途積立金の積立(注1)			—
固定資産評価額等の調整 (注2)			6,293
中間純利益			22,314
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	28,608
平成18年9月30日残高 (百万円)	—	—	139,826

(注) 1. 平成18年6月の株主総会における利益処分項目であります。

2. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。



当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	8,135	13,720	125,014
中間会計期間中の変動額								
別途積立金の積立					6,268	△6,268	—	—
中間純利益						19,453	19,453	19,453
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	—	—	6,268	13,185	19,453	19,453
平成19年9月30日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	11,854	21,320	33,174	144,468

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	—	—	125,014
中間会計期間中の変動額			
別途積立金の積立			—
中間純利益			19,453
中間会計期間中の 変動額合計(百万円)	—	—	19,453
平成19年9月30日残高 (百万円)	—	—	144,468

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	—	52,500	—	6,218	6,218	111,218
事業年度中の変動額								
固定資産評価額等の調整 (注1)			6,293	6,293				6,293
別途積立金の積立(注2)					5,585	△5,585	—	—
当期純利益						7,501	7,501	7,501
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	6,293	6,293	5,585	1,916	7,501	13,795
平成19年3月31日残高 (百万円)	52,500	52,500	6,293	58,793	5,585	8,135	13,720	125,014

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	—	—	111,218
事業年度中の変動額			
固定資産評価額等の調整 (注1)			6,293
別途積立金の積立(注2)			—
当期純利益			7,501
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	13,795
平成19年3月31日残高 (百万円)	—	—	125,014

(注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものであります。

2. 平成18年6月の株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ っております。</p> <p>②満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)によっ ております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 個別法による原価法によっ ております。</p> <p>なお、仕掛道路資産の取得 原価は、建設価額に用地取得 に係る費用その他の附帯費用 を加算した価額に労務費・人 件費等のうち道路建設に要し た費用として区分された費用 の額及び除却工事費用等資産 の取得に要した費用の額を加 えた額としております。</p> <p>また、仕掛道路資産の建設 に充当した借入資金の利息 で、当該資産の工事完了の日 までに発生したものは建設価 額に算入しております。</p> <p>②商品・原材料・貯蔵品 最終仕入原価法等による原 価法によっております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 同左</p> <p>②商品・原材料・貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>②満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>①仕掛道路資産 同左</p> <p>②商品・原材料・貯蔵品 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>構築物 10～60年 機械及び装置 5～17年</p> <p>なお、日本道路公団から承継 した資産については、上記耐用 年数を基にした中古資産の耐用 年数によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間(5年)に基づいてお ります。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しております。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平均残存勤務期間が従来の償却期間に満たないため、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理年数を10年に変更しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>(8) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。</p> <p>(7) カードポイントサービス引当金 当事業年度よりカード事業を開始したことに伴い、カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。</p> <p>—————</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は工事完成基準とし、受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事(工期2年超)については、工事進行基準を適用しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、第1期に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>	<p>5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。 ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年のいずれか短い期間で均等償却しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は139,826百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当中間会計期間から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等) 当中間会計期間より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年4月27日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は125,014百万円であります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金72百万円は、当事業年度から道路建設関係社債から控除して表示しております。</p> <p>(金融商品に関する会計基準等) 当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しております。 これによる経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(有形固定資産における減価償却方法)</p> <p>法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。</p> <p>これによる経常利益、税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(役員退職慰労引当金の計上基準の変更)</p> <p>当社の役員退職慰労金は、従来、支給時に費用処理しておりましたが、当中間会計期間より内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>これは、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)が適用され、役員賞与について費用処理されていること、及び「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、役員の内任期間に費用按分するものであります。</p> <p>これにより、当中間会計期間の発生額3百万円は、一般管理費に、過年度相当額14百万円は、特別損失に計上しております。</p> <p>この変更により、経常利益が3百万円、税引前中間純利益が18百万円減少しております。</p>	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(受託事業における一般管理費の計上方法)</p> <p>従来、受託事業における共通経費を一般管理費として計上しておりましたが、受託事業の収益とそれに対応する費用をより合理的に対応させるため当中間会計期間より各期において売上原価に含めて計上することとしました。</p> <p>この変更により、経常利益、税引前中間純利益が139百万円増加しております。</p> <p>(原因者負担金に関する会計処理方法の変更)</p> <p>道路損傷または汚損などを与えた原因者の行為により復旧の必要が生じた道路に関する工事等の原因者負担金につきましては、従来、営業外収益の「原因者負担金収入」に計上しておりましたが、当中間会計期間より、営業費用から控除する方法に変更しております。</p> <p>この変更は、原因者負担工事に係る費用と原因者負担金を個別に対応させる方法が、実態をより適切に表示するためであります。</p> <p>この変更により、高速道路事業営業費用が414百万円減少し、高速道路事業営業利益が同額増加しておりますが、営業外収益が同額減少したため、経常利益、税引前中間純利益に与える影響はありません。</p>	



表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>前中間会計期間及び前事業年度において「現金及び預金」に含めて表示しておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間会計期間より「有価証券」として表示しております。</p> <p>なお、譲渡性預金の残高は、前中間会計期間末は10,000百万円、当中間会計期間末は20,000百万円、前事業年度末は15,000百万円であります。</p> <p>前中間会計期間まで「その他引当金」に含めておりました「ETCマイレージサービス引当金」は、当中間会計期間において、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「その他引当金」に含まれていた「ETCマイレージサービス引当金」は、6,505百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 13,495百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債130,000百万円(額面額)の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 11,111,237百万円 中日本高速道路(株) 53,033百万円 西日本高速道路(株) 49,372百万円 <u>計 11,213,643百万円</u></p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 28,323百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債185,000百万円(額面)の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 9,452,347百万円 中日本高速道路(株) 46,534百万円 西日本高速道路(株) 789百万円 <u>計 9,499,671百万円</u></p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 20,869百万円</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債165,000百万円(額面)の担保に供しております。</p> <p>3 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 10,094,827百万円 中日本高速道路(株) 49,623百万円 西日本高速道路(株) 862百万円 <u>計 10,145,312百万円</u></p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,350百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が4,800百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 51,700百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係長期借入金が25,750百万円減少しております。</p> <p>※4 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く。)については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 28,150百万円</p> <p>② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 16,699百万円</p> <p>③ 民営化以降、当社が調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。</p> <p>(独)日本高速道路保有・債務返済機構 25,950百万円</p> <p>なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係長期借入金が50,249百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																												
<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 42百万円 有価証券利息 29百万円 原因者負担収入 499百万円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 617百万円</p> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産評価額 67百万円 調整益 当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。</p> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <p>偽造ハイウェイカード損失 341百万円</p> <p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,426百万円 無形固定資産 462百万円</p>	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 30百万円 有価証券利息 88百万円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 485百万円</p> <p>※3</p> <p>※4</p> <p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 7,749百万円 無形固定資産 607百万円</p> <p>※6 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド(関連事業固定資産(有形固定資産その他)24百万円)については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(24百万円)として計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失(百万円)	新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	13	新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	10	合計			24	<p>※1 営業外収益の主要項目</p> <p>受取利息 117百万円 有価証券利息 78百万円 原因者負担収入 1,177百万円</p> <p>※2 営業外費用の主要項目</p> <p>支払利息 1,145百万円</p> <p>※3 特別利益の主要項目</p> <p>固定資産売却益 401百万円 土地他の売却によるものであります。 固定資産評価額 67百万円 調整益 当社成立時の固定資産評価額調整に伴い、減価償却累計額の調整を実施したものであります。</p> <p>※4 特別損失の主要項目</p> <p>偽造ハイウェイカード損失 341百万円</p> <p>5 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 15,032百万円 無形固定資産 951百万円</p> <p>※6 減損損失</p> <p>当社は、主に事業上の区分を考慮して資産グループを決定しております。</p> <p>ガソリンスタンド、RDFプラント(関連事業固定資産(有形固定資産その他)444百万円)及び焼却場については廃止の意思決定を行ったことを踏まえ、各資産について帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失(485百万円)として計上しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県平川市(東北自動車道津軽サービスエリア(上り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>新潟県妙高市(上信越自動車道妙高サービスエリア(下り線))</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>秋田県天仙市(秋田自動車道西仙北サービスエリア)</td> <td>ガソリンスタンド</td> <td>建物 構築物</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>群馬県渋川市(関越自動車道赤城IC内)</td> <td>RDFプラント</td> <td>建物 構築物 機械及び装置</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>埼玉県加須市(東北自動車道加須IC隣接)</td> <td>焼却場</td> <td>建物 機械及び装置</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>485</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失(百万円)	青森県平川市(東北自動車道津軽サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	7	新潟県妙高市(上信越自動車道妙高サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	9	秋田県天仙市(秋田自動車道西仙北サービスエリア)	ガソリンスタンド	建物 構築物	12	群馬県渋川市(関越自動車道赤城IC内)	RDFプラント	建物 構築物 機械及び装置	444	埼玉県加須市(東北自動車道加須IC隣接)	焼却場	建物 機械及び装置	10	合計			485
場所	用途	種類	減損損失(百万円)																																											
新潟県南魚沼市(関越自動車道塩沢石打サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	13																																											
新潟県東蒲原郡阿賀町(磐越自動車道阿賀野川サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	10																																											
合計			24																																											
場所	用途	種類	減損損失(百万円)																																											
青森県平川市(東北自動車道津軽サービスエリア(上り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	7																																											
新潟県妙高市(上信越自動車道妙高サービスエリア(下り線))	ガソリンスタンド	建物 構築物 機械及び装置	9																																											
秋田県天仙市(秋田自動車道西仙北サービスエリア)	ガソリンスタンド	建物 構築物	12																																											
群馬県渋川市(関越自動車道赤城IC内)	RDFプラント	建物 構築物 機械及び装置	444																																											
埼玉県加須市(東北自動車道加須IC隣接)	焼却場	建物 機械及び装置	10																																											
合計			485																																											

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																	
(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				(借主側) 1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																	
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																														
高速道路事業固定資産	353	102	251	高速道路事業固定資産	328	165	163	高速道路事業固定資産	328	124	204																														
各事業共用固定資産	215	78	137	各事業共用固定資産	653	135	517	各事業共用固定資産	208	102	105																														
合計	569	180	388	合計	982	301	680	合計	537	226	310																														
<p>未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>158百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>229百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>388百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>90百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。</p>				1年内	158百万円	1年超	229百万円	合計	388百万円	支払リース料	90百万円	減価償却費相当額	90百万円	<p>未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>242百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>437百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>680百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>123百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	242百万円	1年超	437百万円	合計	680百万円	支払リース料	123百万円	減価償却費相当額	123百万円	<p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>1年内</td> <td>137百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>172百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>310百万円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>174百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>174百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>				1年内	137百万円	1年超	172百万円	合計	310百万円	支払リース料	174百万円	減価償却費相当額	174百万円
1年内	158百万円																																								
1年超	229百万円																																								
合計	388百万円																																								
支払リース料	90百万円																																								
減価償却費相当額	90百万円																																								
1年内	242百万円																																								
1年超	437百万円																																								
合計	680百万円																																								
支払リース料	123百万円																																								
減価償却費相当額	123百万円																																								
1年内	137百万円																																								
1年超	172百万円																																								
合計	310百万円																																								
支払リース料	174百万円																																								
減価償却費相当額	174百万円																																								

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>529,971百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26,298,079百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,828,051百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	529,971百万円	1年超	26,298,079百万円	合計	26,828,051百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>537,606百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>25,760,472百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,298,079百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p> <p>道路資産以外の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>52百万円</td> </tr> </table>	1年内	537,606百万円	1年超	25,760,472百万円	合計	26,298,079百万円	1年内	17百万円	1年超	34百万円	合計	52百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 道路資産の未経過リース料</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>533,020百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26,031,613百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>26,564,633百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 . 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされております。</p> <p>2 . 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入 - 加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額 - 実績料金収入)が減算されることとなっております。</p>	1年内	533,020百万円	1年超	26,031,613百万円	合計	26,564,633百万円
1年内	529,971百万円																									
1年超	26,298,079百万円																									
合計	26,828,051百万円																									
1年内	537,606百万円																									
1年超	25,760,472百万円																									
合計	26,298,079百万円																									
1年内	17百万円																									
1年超	34百万円																									
合計	52百万円																									
1年内	533,020百万円																									
1年超	26,031,613百万円																									
合計	26,564,633百万円																									

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間会計期間において6,293百万円(高速道路事業固定資産機械及び装置6,672百万円、高速道路事業固定資産その他△2,473百万円、流動負債その他 他2,094百万円)調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。 これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当中間会計期間の特別利益に計上しております。	—————	(固定資産評価額等の調整) 国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当事業年度において6,293百万円(高速道路事業固定資産機械及び装置6,672百万円、高速道路事業固定資産その他△2,473百万円、流動負債その他 他2,094百万円)調整し、その他資本剰余金を同額増加させております。 これに伴う減価償却累計額の調整額67百万円は、当事業年度の特別利益に計上しております。

(2)【その他】

該当事項はありません。



## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                     |       |   |             |  |
|---------------------|-------|---|-------------|--|
| (1) 有価証券報告書         | (事業年度 | 自 | 平成18年4月1日   | 平成19年6月28日                             |
| 及びその添付書類            | (第2期) | 至 | 平成19年3月31日) | 関東財務局長に提出                              |
| (2) 有価証券届出書及びその添付書類 |       |   |             | 平成19年9月28日<br>関東財務局長に提出                |
| (3) 有価証券届出書の訂正届出書   |       |   |             | 平成19年10月4日<br>平成19年10月16日<br>関東財務局長に提出 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項はありません。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

#### 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第1回ないし第2回社債(いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)(以下これらを総称して「当社債」といいます。)には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構にかかる情報の開示を行うものであります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。  
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。  
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成19年12月21日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
東日本高速道路株式会社 第1回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成19年3月12日	25,000	非上場
東日本高速道路株式会社 第2回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付)	平成19年10月22日	24,992.5	非上場

## 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

## 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

### 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人であります。

平成19年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりであります。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地  
東京都港区西新橋二丁目8番6号  
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。  
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができることとされており、平成19年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成19年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国(国土交通大臣及び財務大臣)及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,596,574百万円
政府出資金	3,488,539百万円
地方公共団体出資金	1,108,035百万円
II 資本剰余金	848,903百万円
資本剰余金	31百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法 第15条による積立金	850,932百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	436,152百万円
資本合計	5,881,630百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

## ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
  - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
  - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
  - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
  - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
  - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
  - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
  - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
  - (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法

- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
- (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日(平成17年10月1日)から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

### 第3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 尾 仁 之 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 浩 明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年2月7日

東日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 尾 仁 之 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 打 越 隆 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 下 康 彦 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

東日本高速道路株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寺 尾 仁 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	打 越 隆	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 浩 明	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 康 彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東日本高速道路株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東日本高速道路株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。